

感染症や災害などの緊急事態に負けない “事業継続力”の強化を応援します！

「事業継続力強化計画」認定制度のご案内

自然災害は年々増加、2020年には「新型コロナウイルス感染症」が発生
 地域の経済活動やサプライチェーンを支える企業として、いざという時に従業員の命や
 雇用を守り、地域や顧客との関係を維持・発展させていくことが必要です。
 実効性のある計画を策定し、災害等に負けない“事業継続力”を強化させましょう。

— 感染症の流行や災害発生等に伴う数々のリスク —

事業活動停止のリスク

1. 営業再開が遅れ、取引先が発注先を替えてしまう。
2. 営業停止期間中、経営上の損失が生じ続ける。
3. 営業停止期間中に、得られたはずのビジネスチャンスを逃してしまう。

ヒト（人員）

重要な工程を担う従業員が感染症を発症して長期離脱となり、取引先への納期に間に合わない！

モノ（建物・設備・在庫等）

大雨で浸水し、倉庫にあった在庫が全て販売不可になってしまった！

カネ（資金繰り）

保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途が立たない！

情報（顧客データ等）

データのバックアップを保存しておらず、重要なデータをすべて喪失してしまった！

まずは自然災害等によるリスクを想像し、対策に向けて一步を踏み出すことが重要です。

期待される取組事例

生花小売

冷蔵ショーケースの電源を高所に配置していたため、店舗は水没したが、早期に営業を再開。



酒造業

工場が水没して大きな損害が発生したが、事前に水災保険に加入していたため、設備の復旧費用の多くを補填し、新しい設備を早期に導入。



プレス加工業

自社被災地の代替生産協定を同業他社と締結し、協定先に金型を提供できる体制を整備。



「事業継続力強化計画」認定制度

防災・減災等対策に取り組む中小企業を応援する制度です！

感染症への対策・取組にも
支援策の活用が可能に！
(2020年10月1日～)

※税制優遇を除く

経済産業省では、中小企業・小規模事業者の方々が、防災・減災等に向けて取り組む計画を認定します。

計画の認定を受けた中小企業の皆様は、下記の支援策（優遇制度）をご活用いただけます。（一部条件がある支援策があります）



～ 認定企業への支援策 ～

- ① 日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金）
- ② 信用保証枠の追加
- ③ 防災・減災設備に対する税制優遇
災害時に役立つ設備（自家発電設備、制震・免震ラック、止水板等）を導入した場合に特別償却（20%）が可能
- ④ 補助金の優遇措置
- ⑤ 本制度と連携いただける企業・団体からの支援
- ⑥ 認定ロゴマークの使用

～ 申請方法 ～ ※主たる事務所が北海道内に所在する場合。

(1) 「事業継続力強化計画」の策定

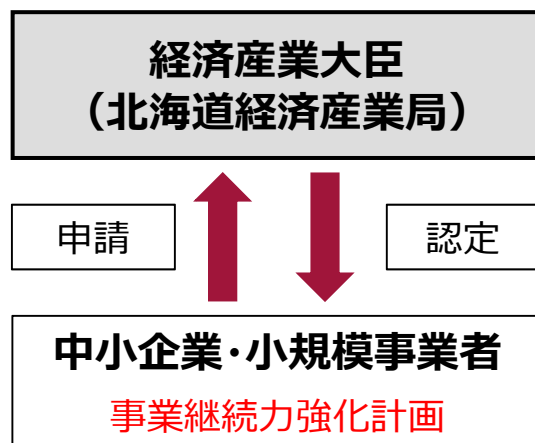
中小企業庁や北海道経済産業局ホームページに掲載している「策定の手引き」を参照いただき、事業継続力強化計画を策定ください。

(2) 申請・認定

計画策定後、北海道経済産業局に申請書及び必要書類をご提出ください。
申請後、認定まで約45日かかります。

(3) 計画の開始

計画が認定された場合、北海道経済産業局から認定通知書が交付されます。
認定後は、計画に記載した項目を実施ください。
※計画認定後に、上記支援策をご活用いただけます。



■ 中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

■ 北海道経済産業局 産業部 中小企業課（相談窓口）TEL:011-709-1783

<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/kyoujinka.htm>